



辰巳 保議員

録画配信はこちら

障がい児の教育支援について

Q 通学バスと町内巡回バスの併用を提案

A 移動施策を検討するうえで一つのアイデア

問 障がい児が徒歩通学した場合、体力の限界を超え学びへの影響が出たときは、学校が責任を負うのか。

答（教育長）
登下校は原則的には保護者の責任である。児童・生徒が体力の限界を超えて登校することは、教育上避けるべきで、その影響を学校が責任を負うことはない。しかし、（障が

問 教育委員会は、低学年の通学保障に供するため山川原通学バスを運行している。その視点から、障がい



愛知川小学校通学バス

問 障がい児・者の学びを保障し、保護者負担軽減のため、通学バスと町内巡回バスの併用の検討を求める。

答（町長）
RDF固形燃料の取引需要は低迷した。新ごみ処理施設では、RPF燃料の原料として販売することにより、安定的で継続的な需要先を確保できる点も選考のポイントとされた。

問 障がい児が徒歩通学した場合、体力の限界を超え学びへの影響が出たときは、学校が責任を負うのか。

答（教育長）
障がい児の学びの保障は、その教育活動等の内容や実施方法、教育環境等さまざまな状況・条件により、その保障の範囲は変わってくる。学校内外とで画一的な線引きは現実的ではなく、教育委員会だけでなく関係機関が連携し、教育ニーズに配慮した取り組みが大切と考える。

問 障がい児の学びの保障のため、送迎サービス保護者負担の軽減支援を求める。

答（町長）
サービス利用は、障がい支援区分認定を受けることが前提。すべての子どもが通学のための送迎サービスを受けられるものではない。仮に送迎サービス利用の場合、利用料は生活保護世帯・町民税非課税世帯は0円。課税世帯は所得割税額により、4,600円もしくは37,200円となる。保護者負担額以外のサービス利用料は、上限額の設定により、保護者負担の軽減支援がされる。

問 障がい児の学びの保障は、校外においては保護者で、校内においては学校および教育委員会との認識で良いか。

答（教育長）
障がい児の学びの保障は、その教育活動等の内容や実施方法、教育環境等さまざまな状況・条件により、その保障の範囲は変わってくる。学校内外とで画一的な線引きは現実的ではなく、教育委員会だけでなく関係機関が連携し、教育ニーズに配慮した取り組みが大切と考える。

問 障がい児の徒歩通学が困難な場合は郊外、学校までの事情に属するとの考えに基づくと考え。障がい児を抱える家庭はさまざま。障がい児の学びの保障のためにも、送迎サービス保護者負担の軽減支援を求める。

答（教育長）
愛知川小学校の通学バスの運用は、障がい児の学びの支援や合理的配慮とは別の趣旨から制度化されたものであり、現在のところその活用は考えていない。質問の件は一般的な話として受け止めておく。

障がい児の学びの保障の考え方を問う

い児の学びを保障するため関係者が合意形成に努めることが大切である。

児に通学バスの乗車の検討を求める。

答（教育長）
通学バスの活用による町内巡回バスは、移動施策を検討するうえで一つのアイデアかと捉えるが、それぞれが担う事柄、成り立ち、運行ルートや体制、時間の設定など、現実の利用者のニーズに応えるのは難しい。

ごみ乾燥化方式を含め、焼却処理まで責任を負う立場で議論を

問 ごみ処理は「わが町のこみは、わが町で処理する」のが基本。広域行政組合として、焼却処理に責任を負わないごみ乾燥化方式の是非を論じるべきでないと言

子育てに優しいまちづくりを

Q 多子出産を望む保護者が子育てしやすい環境づくり

A 新年度から町保育施設等の年齢区分の撤廃を検討



中川 喜代和 議員

録画配信はこちら

子どもの人権が尊重される教育活動の充実を

問 令和5年度の滋賀県におけるいじめ認知件数が過去最多1万1,921件、加えて重大事態も11件の増で24件と過去最多である。この数字の解釈はさまざまだが、私は危機的状況であると捉えている。そこで、町内における令和5年度のいじめの状況とその分析及び対応について、質問する。

問 校種別にいじめの認知件数と過去5年間の経年変化について説明を求める。

答（教育長）
いじめの認知件数は、令和5年度は、小学校43件、中学校10件。また、5年間の経年変化は、小学校では、令和元年度は9件、令和2年度は40件、令和3年度は29件、令和4年度は31件。中学校では、令和元年度は4件、令和2年度は5件、令和3年度は9件、令和4年度は10件となっている。

問 帯状疱疹ワクチン接種の費用助成を

答（教育長）
学校では、日々の授業を通して子どもたちが議論を重ねたり、対話のなかで、お互いを理解することを大切に指導している。子ども同士で丁寧な話し合いを重ねること、対話を通して異なる考えや意見を共有すること、誤解や偏見を解消することにもつながると考えている。

問 帯状疱疹は、体内に潜伏していた水ぼうそうと同じウイルスが、加齢や疲労などによる免疫力の低下で活性化され起こる病気で、罹患すると、帯状の水膨れの皮膚症状、合併症として神経障害性疼痛、痛み、これが数か



あいしょうジュニア魅力探検隊

問 出産から育児まで子育てに優しいまちづくりを

答（福祉政策監）
今までは帯状疱疹ワクチンは、予防接種法の規定により任意接種として位置づけられてきたが、国は本ワクチンを定期接種の対象ワクチンとして妥当であると判断し、現在、厚生科学審査会において、詳細な議論が進められている。町においては令和7年度から65歳以上の方を対象に帯状疱疹ワクチンの接種ができる体制づくりと、接種に係る費用の一部を助成する方向で検討している。

問 本町では、在園児の保護者が第2子以降を出産するため育児休業を取得される場合、3歳以上の園児については継続的に在園保育所の利用が可能となっているが、3歳未満の育児については産

答（子ども支援課長）
町内保育所に在園する児童の保護者が第2子以降の出産に伴う育児休業を取得した場合に、町の内規に基づき、出産月の2か月前から出産後の6か月間は妊娠、出産の要件で利用認定を行う。期間経過後は、在園児が3歳児未満は退園とし、3歳児以上は児童の就学前の環境変化や教育的な格差が生じないように、保護者の育児休業終了後の職場復帰を前提として、引き続き保育所を利用することを可能としている。この保護者の育児休業取得に伴う退園については、3歳児未満の児童であっても、子どもの環境を変え、子どもを産み育てる環境を整えるため、令和7年4月1日から在園児の年齢区分を撤廃するよう検討している。

問 前休暇と育児休業中の出産予定月の2か月前から出産後の6か月までは在籍している保育所を利用できるが、それ以降は一旦退園することになっている。「子育てに優しいまちづくり」に向け、改善される考えがあるのか町の見解を問う。

答（子ども支援課長）
町内保育所に在園する児童の保護者が第2子以降の出産に伴う育児休業を取得した場合に、町の内規に基づき、出産月の2か月前から出産後の6か月間は妊娠、出産の要件で利用認定を行う。期間経過後は、在園児が3歳児未満は退園とし、3歳児以上は児童の就学前の環境変化や教育的な格差が生じないように、保護者の育児休業終了後の職場復帰を前提として、引き続き保育所を利用することを可能としている。この保護者の育児休業取得に伴う退園については、3歳児未満の児童であっても、子どもの環境を変え、子どもを産み育てる環境を整えるため、令和7年4月1日から在園児の年齢区分を撤廃するよう検討している。